

東北・東京間連系線の増強検討の開始に対応した 火力電源入札募集要綱の変更について

平成27年2月16日
東京電力株式会社

はじめに

- 当社は、第6回火力電源入札ワーキンググループ（平成26年7月15日）でご了承をいただいたとおり、平成27年3月31日を締切とし、平成26年度電力卸供給入札を実施しております。
- このような中、東北・東京間連系線については、昨年10～11月の新規利用申込みに伴い、平成33年度以降、空容量がほぼゼロとなり、電力系統利用協議会（以下、「ESCJ」）にて増強に向けた検討が開始されております（平成27年2月6日ESCJ公表）。
- 一方、現行の当社「平成26年度電力卸供給入札募集要綱（以下「要綱」）」において、地域間連系線の増強が必要となる場合の取扱いの定めがないため、入札の公平性を前提として、要綱に取扱いを追記したいと考えておりますので、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下「入札GL」）との適合についてご確認をお願いいたします。

○主な募集条件（変更なし）

供給開始時期	平成31年4月～ 平成36年3月
募集規模	600万kW
年間契約基準利用率	70%～80%
契約供給期間	原則15年間（5年～15年で選択）

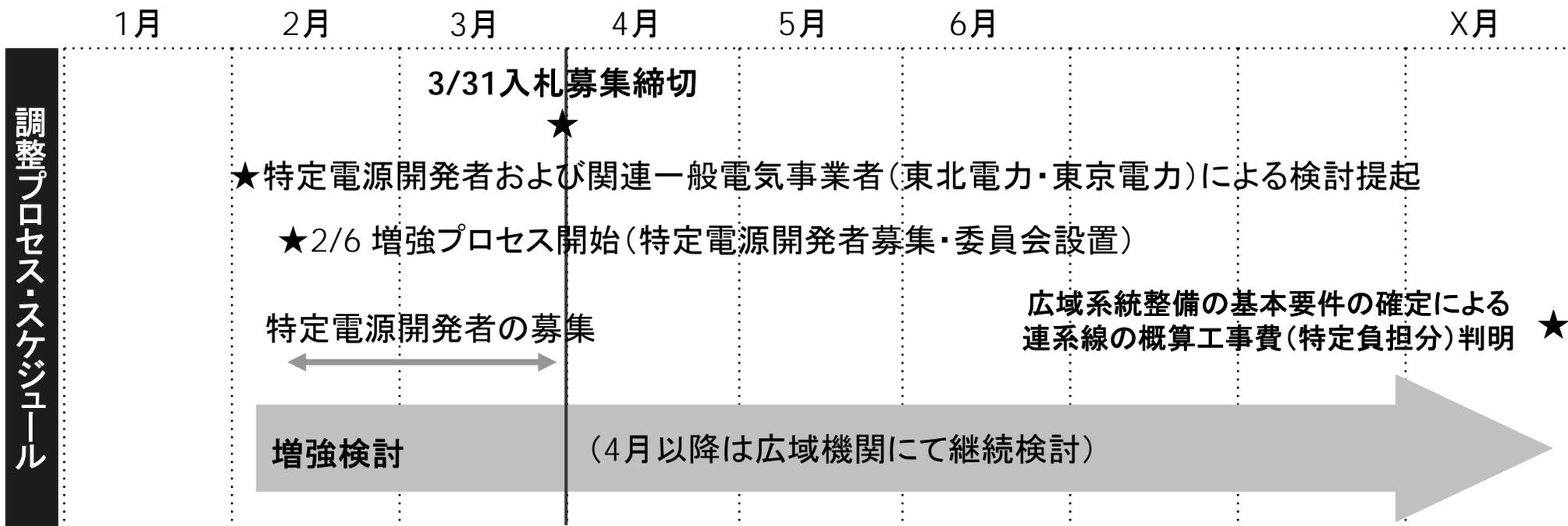
○入札スケジュール（変更なし）

平成26年4月11日	入札募集実施プレス
4月21日～5月20日	要綱案に対する意見募集（RFC）
7月15日	第6回火力電源入札ワーキンググループ
8月11日	入札募集受付開始
平成27年3月31日	入札募集受付締切

1. 東北・東京間連系線の空容量と 増強に向けたESCJの対応状況

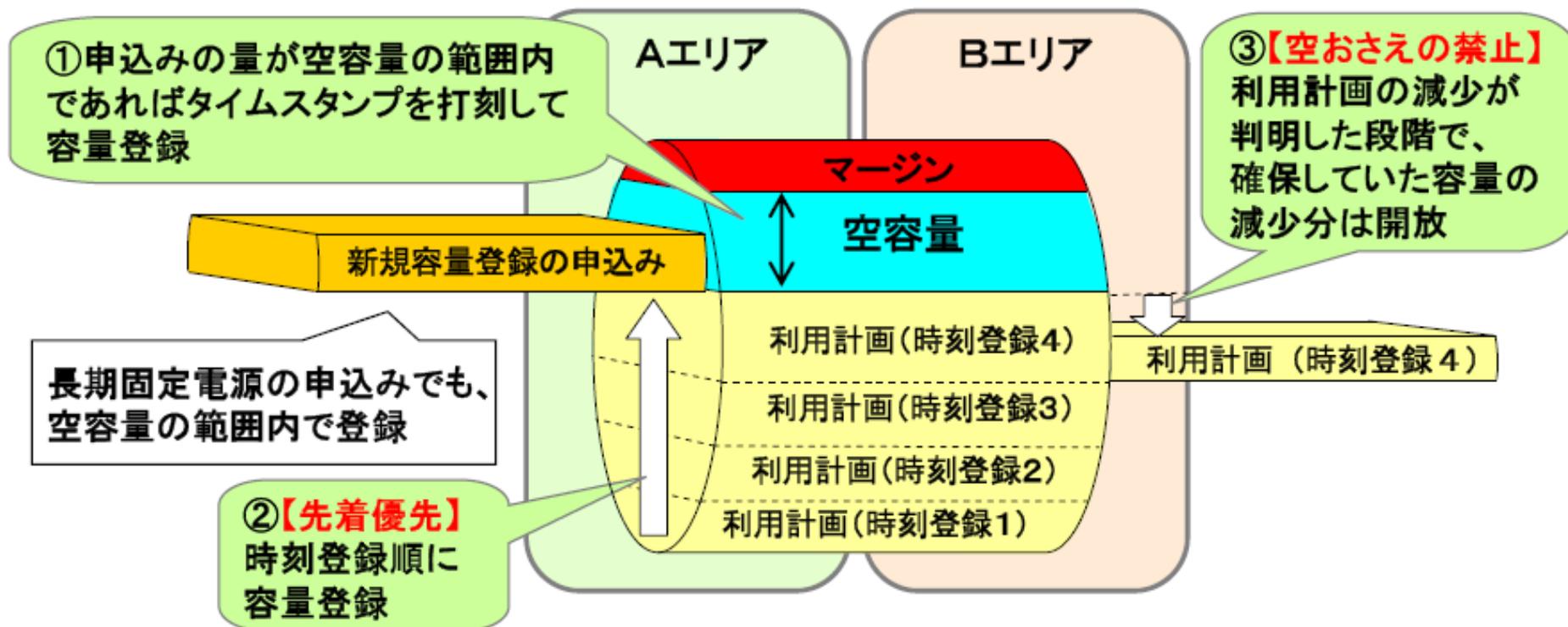
1-1. 東北・東京間連系線の空容量とESCJの対応状況

- 東北・東京間連系線は、当社の入札募集開始後、昨年10月、11月に利用登録があり、現時点では平成33年度以降の空容量はほぼゼロとなっております。【参考1:連系線利用ルール】
- 上記の状況を踏まえ、特定電源開発者から、ESCJに対して特定電源プロセス【参考2】による東北・東京間連系線増強の検討が提起され、ESCJではESCJルールにもとづき、「地域間連系線整備計画に係わる調整プロセス＜特定電源＞」が開始しております。
- ただし、増強検討には一定の期間を要するため、当社入札募集締切の3月31日までには東北・東京間連系線の増強計画、工事費負担金額は決定しない見通しです。
※H27.4.1以降は電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」)にて継続検討



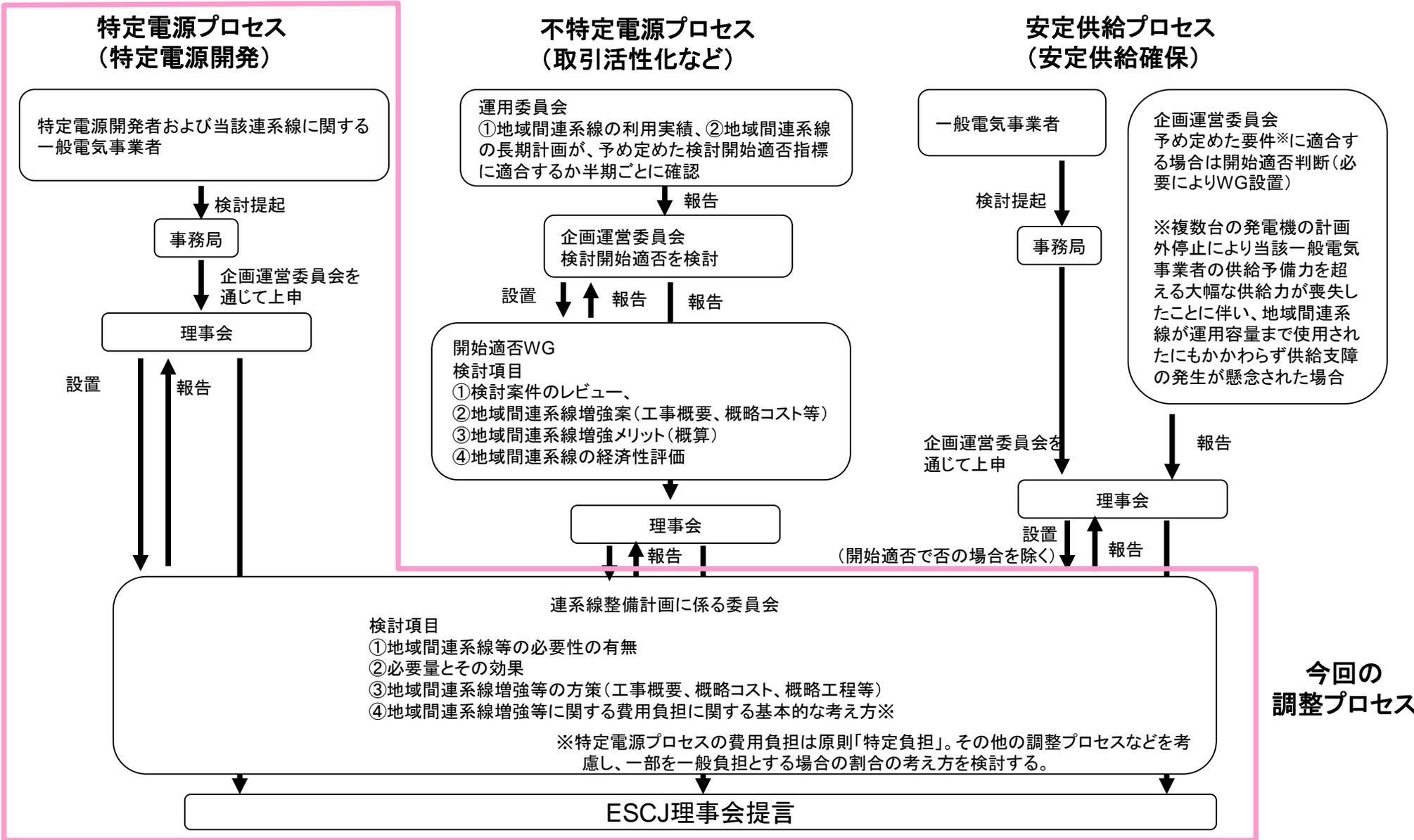
【参考1】 連系線の利用登録ルール（基本原則）

- 連系線の利用にあたっては、公平性・透明性の観点から、以下2点が原則とされています。
 - 登録時刻が先であるものを連系線等の利用順位の上位とする「先着優先 (first-come-first-served)」。
 - 他事業者の連系線等の利用が阻害されないよう「空おさえの禁止 (use-it-or-lose-it)」。



(出典)電力系統利用協議会ルールの解説(電力系統利用協議会事務局 H26.8.26)

【参考2】 ESCJルールにおける増強プロセス



2. 要綱における取り扱いと対応策

2-1. 現行の入札募集要綱における取り扱い

- 要綱では、空容量の利用を念頭とし、ESCJ基本原則にしたがい、連系線の利用手続きは落札決定後に当社(入札実施者)が行うこととし、手続きの結果送電不可となった場合は落札を取消すことのみの規定としております。
- 一方、要綱では連系線増強をとまなう場合の取扱いを定めていないため、広域機関での検討により、東北・東京間連系線の利用手続きが可能となることが予見されるにも係わらず、当該エリアからの入札を含めた競争が期待できず、安価な電源調達機会を損なう可能性があります。

【参考】現行要綱上の扱い（抜粋）

第4章(5) 系統アクセス

②当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合

b. 一般電気事業者間の連系線等(以下「連系線等」といいます)の利用について

- ・ 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合、一般社団法人電力系統利用協議会が策定した電力系統利用協議会ルールにもとづき、当社は落札者決定後、関連一般電気事業者に対して、振替供給(中継振替)の接続検討申込、振替供給(中継振替)申込など連系線等の利用に関する手続きを行います。

c. 留意事項

- ・ 上記の連系線等の利用に関する手続きのなかで行われる送電可否判定の結果、送電不可であった場合落札は取消となりますので、事前に連系線等の空き状況をご確認ください。

2-2. 今回の入札募集における対応策(要綱変更案)

- 競争の公平性を前提とし、連系線増強を伴う案件については、3/31の入札募集締切後に、広域機関による「広域系統整備の基本要件」の確定【参考3】において、連系線の概算工事費(特定負担分)が判明し次第、当該費用を入札価格に反映して再度評価を行い、最終的な落札者を決定することとし、連系線増強を伴う案件の入札も可能とします。
- なお、最終的な落札者の決定にあたっては、入札締切後の評価に関する火力電源入札WGに加えて、再度火力電源入札WGにてご確認いただきます。

具体的な仕組み【次スライド参照】

- 応札者への要求事項
 - 東北・東京間連系線の増設が必要な場合は、ESCJの特定電源プロセスの募集に応募いただく。
- 落札者の決定方法(上限価格以下の案件のみ)
 - 締切時の評価では、連系線増強費用未定の応札は暫定扱いとし、落札候補となった場合は「仮落札候補者」とする(募集規模内)。
 - 募集枠を超過した案件は「補欠落札候補者」とする。
 - 「広域系統整備の基本要件」の確定において連系線の概算工事費(特定負担分)が判明し次第、当該費用のみを反映した入札価格により最終評価を行い、最終落札者を確定する。
 - ・入札価格の再提出(予め反映式を設定)は、増強検討結果の判明後10営業日を期限とする。
 - ・連系線の概算工事費(特定負担分)を反映した結果、判定価格が上限価格を超える場合は「不合格」とし、補欠落札候補者を順に繰上げ落札とする。
 - ・なお、連系線の概算工事費(特定負担分)の反映は本年12月25日を期限とし、原因を問わず反映できない場合は当該仮落札候補者の入札は無効とする。ただし、本年12月25日までに「広域系統整備の基本要件」が確定した場合はのぞく。
 - ・特定電源プロセスの再検討等により連系線の概算工事費(特定負担分)が変更になった場合は入札価格の再調整・精算は行わない。
- 周知方法
 - 当社HP、当社NSC事前相談時に周知(ご希望に応じ、入札実施部門から説明)。

2-3. 評価方法のイメージ

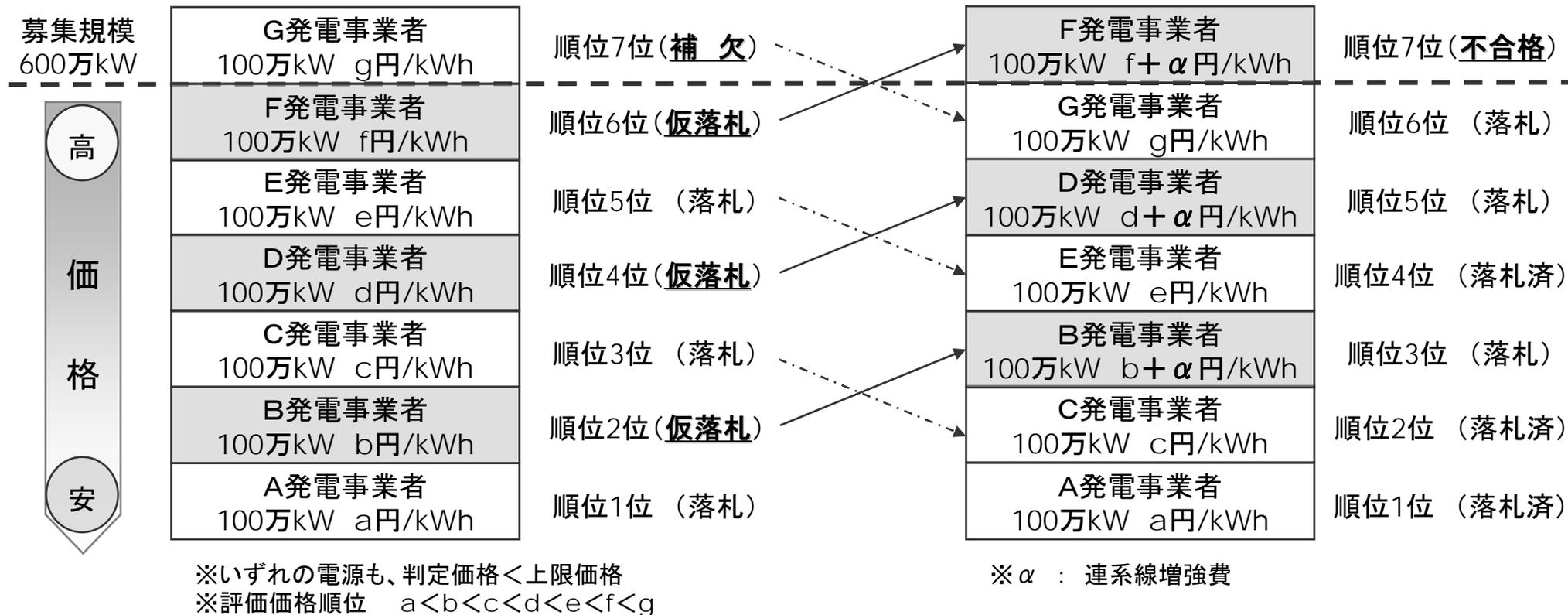
H27.5～6月(目途)

～H28.1月(目途)

応札締切後の評価
(暫定順位での仮落札)

※判定価格が上限価格を超える場合は「不合格」

増強費確定後の評価
(最終落札者の決定)



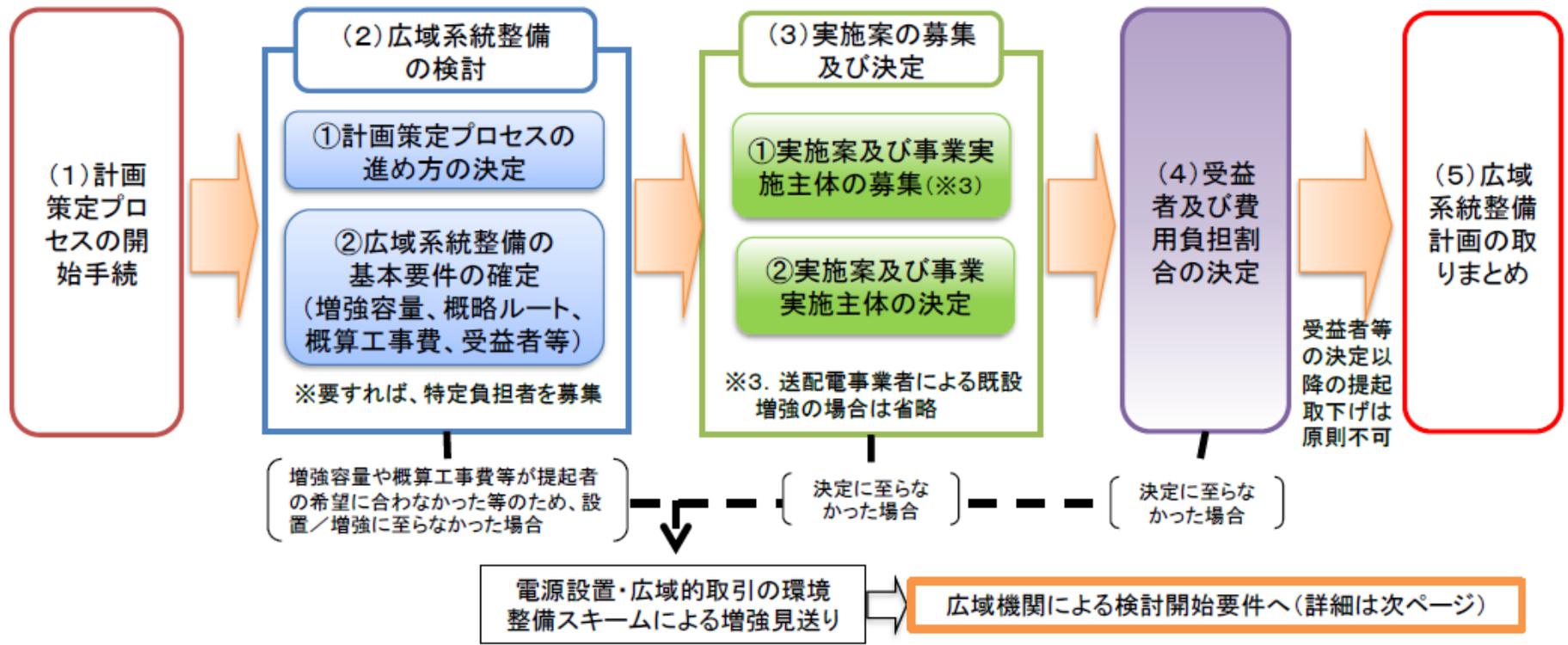
■ 増強費未定の応札

□ その他の応札

【参考3】 第8回制度設計WGで示された計画策定プロセスとの関係

■ 広域機関による連系線の計画策定プロセスの標準検討期間は、連系線が新設の場合、開始から取りまとめまで「18ヶ月以内」とされているため、検討の過程となる「(2)広域系統整備の検討」における「②広域系統整備の基本要件」の確定により判明する連系線の概算工事費(特定負担分)を反映していただく。

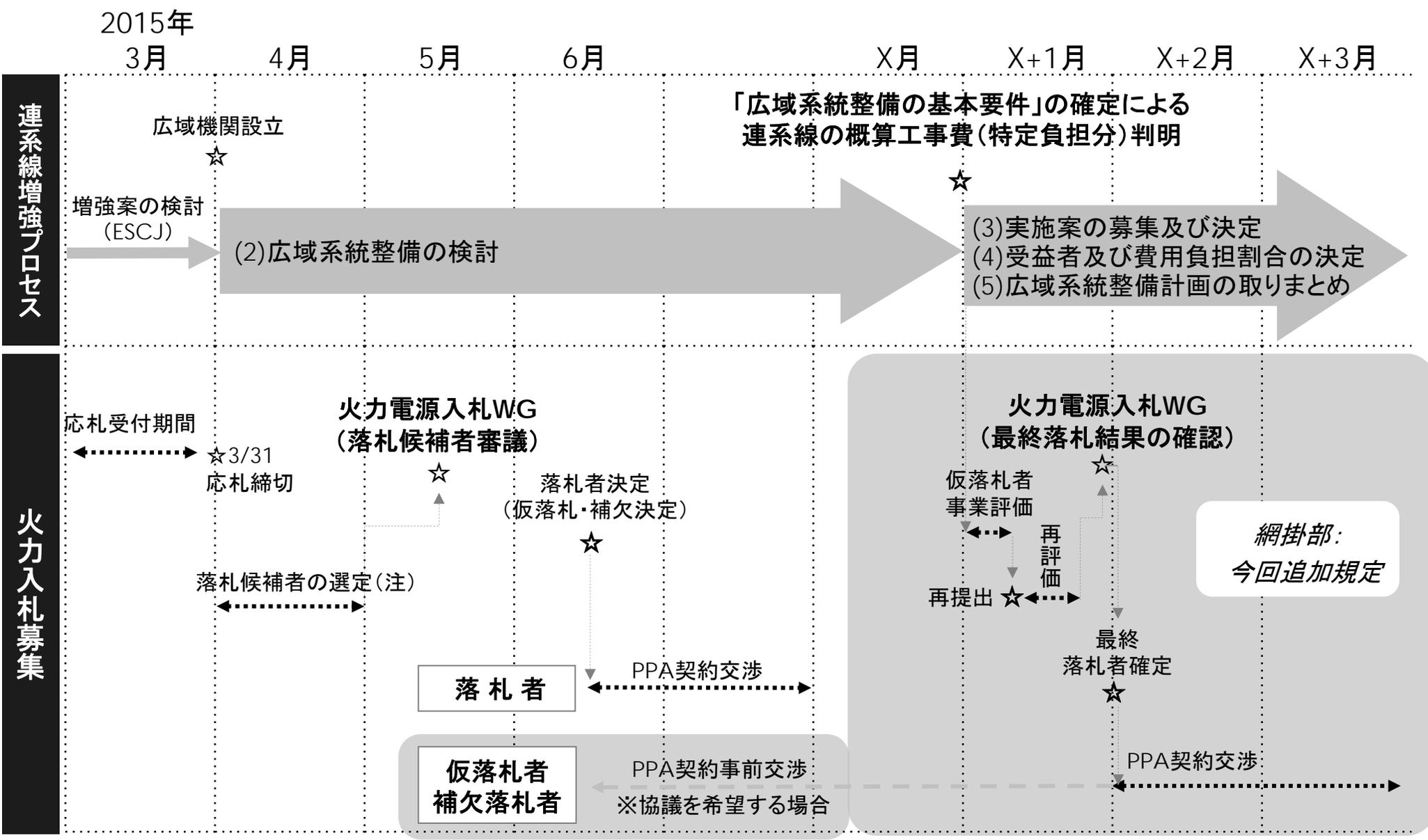
【広域系統整備の検討から広域系統整備計画の取りまとめまでのスキーム(計画策定プロセス)】



※1. 検討の結果、提起者が提起を取り下げた場合は、整備委員会は増強の見送りについても検討する。
※2. 同一事業者の場合や、適切な理由なく取り下げた場合等は蓄積しない。

(出典) 第8回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ～広域的運営推進機関の設備形成ルールについて～(H26.9.18)

2-4. 入札募集のスケジュール(見直し後)



(注) 競合時には再アクセス検討に3ヶ月程度必要

3. 要綱の変更案について

(すべて追記により、修正・削除箇所はありません)

3-1. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第1章 入札実施のスケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・落札者は、契約締結後 1 ヶ月以内に供給条件を経済産業大臣に、電気事業法第22条第7項および同施行規則第32条にもとづく届出をしていただく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・落札者は、契約締結後 1 ヶ月以内に供給条件を経済産業大臣に、電気事業法第22条第7項および同施行規則第32条にもとづく届出をしていただく必要があります。 <p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入札募集受付期間中に東北・東京間連系線の増強に関する検討が開始されたことを受けた取扱いを追記いたします。この取扱いによる応札案件の落札者の決定は上記スケジュールによりません。（*5）</u>

3-2. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第1章 入札実施のスケジュール 備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u></p> <p><u>(*5)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入札募集受付期間中に相馬双葉幹線の空容量がほぼ0となり、ESCJルールにもとづく「地域間連系線整備計画に係わる調整プロセス<特定電源>（以下「特定電源プロセス」といいます）」による東北・東京間連系線の増強に関する検討提起があり、ESCJによる増強検討（平成27年4月以降は電力広域的運営推進機関による検討となります。以下、総称して「増強検討」といいます）が開始されました（平成27年2月6日ESCJ公表）。増強検討には一定の期間を要し、東北・東京間連系線の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）の判明は、入札募集受付期間後となる見通しです。このため、応札案件が東北・東京間連系線の増強が必要な場合など、応札者の責めによらず入札価格に含めるべき工事費負担金概算額（特定負担分）の判明が入札募集受付期間後とならざるを得ない場合の応札方法、ならびにこれを考慮した評価方法を追記いたします。詳細につきましては、各章の追記内容を確認してください。</u> ・ <u>特定電源プロセスとは、ESCJが特定電源開発者および連系線に係る系統の一般電気事業者からの検討提起を受けて開始する地域間連系線の増強に係る検討となります。詳細についてはESCJルールを参照してください。</u>

3-3. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第4章 (5) 系統アクセス ② 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合 c. 留意事項</p>	<p>c. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の連系線等の利用に関する手続きのなかで行われる送電可否判定の結果、送電不可であった場合落札は取消となりますので、事前に連系線等の空き状況(*16)をご確認ください。 	<p>c. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の連系線等の利用に関する手続きのなかで行われる送電可否判定の結果、送電不可であった場合落札は取消となりますので、事前に連系線等の空き状況(*16)をご確認ください。 <p>【第9回火力電源入札WG（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <p><u>なお、相馬双葉幹線は、入札募集受付期間中に空容量がほぼ0となり、特定電源プロセスが開始されています。このため、東北・東京間連系線の増強を必要とする案件による応札者は、入札に先立ち、ESCJが実施中の特定電源プロセスに関する特定電源開発者の募集（以下「特定電源募集」といいます）に応募してください。（*17）</u></p>

3-4. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第4章 (5) 系統アクセス ② 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合 c. 留意事項備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> <u>(*17) ESCJでは、平成27年2月6日に特定電源プロセスによる東北・東京間連系線の増強の検討を開始しており、平成27年3月27日まで特定電源募集を実施しております。</u></p>

3-5. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第5章 (1)各年度の費用の算定 ②電源線等工事費・電源線等以外工事費などの扱い</p>	<p>②電源線等工事費・電源線等以外工事費の扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>連系する一般電気事業者の送配電部門の接続検討により回答された系統アクセス費用のうち、電源線等工事費（特定負担分）については、資本費として入札価格に含めて算定し、入札価格計算書に再掲してください。（*5）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・連系する一般電気事業者の送配電部門の接続検討により回答された系統アクセス費用のうち、電源線等以外工事費（一般負担分）については、入札価格の算定には含めないでください。（*6） 	<p>②電源線等工事費・電源線等以外工事費などの扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>連系する一般電気事業者の送配電部門の接続検討により回答された系統アクセス費用のうち、電源線等工事費（特定負担分）については、資本費として入札価格に含めて算定し、入札価格計算書に再掲してください。（*5）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・連系する一般電気事業者の送配電部門の接続検討により回答された系統アクセス費用のうち、電源線等以外工事費（一般負担分）については、入札価格の算定には含めないでください。（*6） <p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）の判明が入札募集受付期間後とならざるを得ない場合については、以下のとおり取り扱うことといたします。</u> <p style="text-align: right;">次項に続く</p>

3-6. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第5章 (1)各年度の費用の算定 ②電源線等工事費・電源線等以外工事費などの扱い</p>		<p>《入札時》</p> <ul style="list-style-type: none"> －入札価格に相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）は含めずに算定してください。 －この場合、『（様式22）相馬双葉幹線等の増強計画への参画について』に必要事項を記載のうえ、入札書添付書類23として提出してください。また、『（様式23）相馬双葉幹線等増強工事費（特定負担分）の算定式』により、相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）が判明した後に当該金額を代入することにより各年度の資本費への反映額が算定可能な算定式を策定し、入札書添付書類24として提出してください。 <p>《工事費負担金概算額（特定負担分）判明時（*7）》</p> <ul style="list-style-type: none"> －相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）が判明し次第、当該応札者は入札時に策定した算定式により算定した当該費用のみを『（様式25）入札価格計算書（相馬双葉幹線等増強概算工事費判明後）』により資本費に追加および再掲をして入札価格を再算定し、『（様式24）入札書（相馬双葉幹線等増強工事費反映）』を提出してください(*8)。 <p>なお、入札価格計算書の再提出にあたっては、ESCJ等が発行した相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）がわかる書類（写し可）を添付してください。</p> <p>ただし、『（様式24）入札書（相馬双葉幹線等増強工事費反映）』の提出は平成27年12月25日を期限とし、原因を問わず反映できない場合は当該仮落札候補者は入札に遡って無効といたします(*9)。</p>

3-7. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第5章 (1)各年度の費用の算定 ②電源線等工事費・電源線等以外工事費などの扱い 備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> <u>(*7) 工事費負担金概算額（特定負担分）判明以降、特定電源プロセスの再検討等により工費費負担金概算額（特定負担分）が変更になった場合は入札価格の再調整は行わないものとしたします。</u> <u>(*8) 再提出の方法については、『第6章（5）相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）の判明後に入札価格を再提出いただく場合の扱い』を参照してください。</u> <u>(*9) この場合、当社は入札を無効とすることに伴う損失等に対する責任を、一切負わないものとしたします。</u></p>
<p>第6章(2) 入札書への添付書類</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> <u>添付書類23. 相馬双葉幹線等の増強計画への参画について（様式22）(*4)</u> <u>添付書類24. 相馬双葉幹線等増強工事費（特定負担分）の算定式（様式23）(*4)</u></p>
<p>第6章(2) 入札書への添付書類 備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> <u>(*4) 該当する応札者のみ入札書に添付してください。</u></p>

項目	現要綱	変更案（追記）
第6章(5) 相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金（特定負担分）の確定後に入札価格を再提出いただく場合の扱い	規定なし	<p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <p>（5）相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）の判明後に入札価格を再提出いただく場合の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類：『（様式24）入札書（相馬双葉幹線等増強工事費反映）』、『（様式25）入札価格計算書（相馬双葉幹線等増強概算工事費判明後）』およびESCJ等が発行した相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）がわかる書類（写し可）。 ※様式24の代表者の印は、添付書類22と同一の印としてください。 ・提出期限：「広域系統整備の基本要件」が確定した日の翌日から起算して10営業日目の午後4時（最終期限：平成27年12月25日の午後4時） ※受付時間は、『本章(1)④募集期間』と同じ。 ※平成27年12月25日までに「広域系統整備の基本要件」が確定した場合は、最終期限は適用いたしません。 ・提出方法：1案件ごとに入札書類を封筒にいれ持参してください（封緘・封印不要）。 当社は受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。 ・提出先：『本章(1)③提出先』と同じ。 ・提出部数：1部 ・留意事項：『本章(1)⑥入札を無効とするもの』の各項に加え、相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）に関係しない変更があった場合は、入札を無効といたします。 また、該当する応札者から上記提出期限までに上記提出書類のご提出がない場合、当該入札は無効といたします。

3-9. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第7章(2) 価格評価による順位決定</p>	<p>(2) 価格評価による順位決定</p> <p>次式により評価価格を算定し、（小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入します）、評価価格が安価なものから順位を決定します。（*7）</p>	<p>(2) 価格評価による順位決定</p> <p>次式により評価価格を算定し、（小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入します）、評価価格が安価なものから順位を決定します。（*7）</p> <p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <p><u>・工事費の特定負担による相馬双葉幹線等の増強を前提とした応札があった場合、開札時の評価においては当該応札の評価価格は暫定扱いとして順位付けを行います。また、この場合、当社は当該応札者から相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）が判明した後に速やかに提出していただく入札価格をもとに再度、評価・順位付けを行います。</u></p>

3-10. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第7章(4) 落札候補者の選定</p>	<p>(4) 落札者の選定</p> <p>評価順位の決定後、順位が上位のものから累計し、600万キロワットに達する応札者までを落札候補者として選定いたします。</p> <p>600万キロワットに達する最後の応札者までの契約最大電力の累計量が600万キロワットを超過する場合、600万キロワットに達する最後の応札者まで落札候補者といたします。</p>	<p>(4) 落札者の選定</p> <p>評価順位の決定後、順位が上位のものから累計し、600万キロワットに達する応札者までを落札候補者として選定いたします。</p> <p>600万キロワットに達する最後の応札者までの契約最大電力の累計量が600万キロワットを超過する場合、600万キロワットに達する最後の応札者まで落札候補者といたします。</p> <p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</p> <p>・工事費の特定負担による相馬双葉幹線等の増強を前提とした応札があった場合は以下によります。</p> <p style="text-align: right;">次項に続く</p>

3-11. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第7章(4) 落札候補者の選定</p>		<p><u>《開札時の評価》</u> <u>評価価格（暫定含む）の順位が上位のものから累計し、600万キロワットに達する応札者までを落札候補者として選定いたします。ただし、工事費の特定負担による相馬双葉幹線等の増強を前提とした応札者については「仮落札候補者」といたします。また、600万キロワットに達する最後の応札を超過する応札のうち、「仮落札候補者」の応札規模相当を「補欠落札候補者」といたします。</u></p> <p><u>《工事費負担金概算額（特定負担分）判明後の評価》</u> <u>相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）を反映した再評価の結果、開札時の評価による落札者の規模を含めて600万キロワットに達する「仮落札候補者」、「補欠落札候補者」までを落札候補者として選定いたします。</u> <u>なお、相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）を反映した「仮落札候補者」の入札価格による判定価格が上限価格を上回った場合、当該応札は不合格といたします。</u></p>

3-13. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第7章(5) 落札者の決定</p>	<p>(5) 落札者の決定</p> <p>落札候補者を選定後、当社は、評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループに提出いたします。そのうえで、火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にもとづいた評価が行われていると認めた場合には、落札候補者を落札者として決定いたします。</p>	<p>(5) 落札者の決定</p> <p>落札候補者を選定後、当社は、評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループに提出いたします。そのうえで、火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にもとづいた評価が行われていると認めた場合には、落札候補者を落札者として決定いたします。</p> <p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u></p> <p><u>『本章(4)落札候補者の選定』の追加規定による「仮落札候補者」、「補欠落札候補者」がいる場合は以下によります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> － <u>当社は開札時の評価にもとづく評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループに提出し、火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にもとづいた評価が行われていると認めた場合には、「落札候補者」を落札者として決定いたします。</u> － <u>「仮落札候補者」ならびに「補欠落札候補者」については、再評価による評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループにて確認いただき、最終的な落札者を決定いたします。（*11）</u>

3-14. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第7章(5) 落札者の 決定 備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日） 了承に基づく追記】</u> <u>(*11)「仮落札候補者」および「補欠落札候補者」となった応 札者については、再評価の結果により最終的な落否が確定し ますが、ご希望の場合は、再評価までの期間に契約協議を先 行開始することも可能といたします。</u></p>

3-15. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第8章 (9) 受給料金 ① 基本料金 e. 相馬双葉幹線等増強工事費負担金変動額の精算</p>	<p>規定なし</p>	<p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】 <u>e 相馬双葉幹線等増強工事費負担金変動額の精算</u> ・ <u>相馬双葉幹線等の増強工事が完了した後、落札者が工事費負担金契約にもとづき工事費負担金の精算を行った場合、落札者事由によらない工事費負担金の変動額については、供給開始前までに以下の式による精算を反映し、基本料金を補正いたします。</u></p> $ \begin{array}{lcl} \text{各年度の相馬双葉} & & \text{各年度の相馬} \\ \text{幹線等増強工事費} & = & \text{双葉幹線等増} \\ \text{の精算額} & & \text{強工事費 (A欄)} \\ & & \text{(*26)} \end{array} \times \frac{\text{精算対象工事費}}{\text{相馬双葉幹線等の増強概算工事費}} $ <p>※<u>精算対象工事費は、落札者事由によらない増強概算工事費の変動額とし、『第8章備考欄(*20)』と同様の考え方によります。ただし、相馬双葉幹線等の増強に関する工事費負担金概算額（特定負担分）判明以降、特定電源プロセスの再検討等による工事費負担金概算額（特定負担分）の変更については精算の対象といたしません。</u></p> <p>※<u>相馬双葉幹線等の増強工事費とは、入札価格の再提出時に応札者から提示を受けた工事費負担金概算額(特定負担分)といたします。</u></p>

3-16. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>第8章 (9) 受給料金 ① 基本料金 e. 相馬双葉幹線等増強工事費負担金変動額の精算備考</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> (*26) 相馬双葉幹線等増強工事費（特定負担分）の入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めた精算をご希望の場合、あらかじめ『（様式23）相馬双葉幹線等増強工事費（特定負担分）の算定式』に、対応する金利相当額を含めてください。</p>

3-17. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
標準契約書B 第25条(4) 相馬双葉幹線 等増強工事費 の精算	規定なし	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u></p> <p><u>《落札者が相馬双葉幹線等の増強に関する工事費の特定負担により相馬双葉幹線等の増強を前提とする場合には以下の条文を挿入》</u></p> <p><u>(4)相馬双葉幹線等増強工事費の精算</u></p> <p><u>甲は、相馬双葉幹線等の増強工事が完了したのち、相馬双葉幹線等の増強工事に関する工事費負担金契約にもとづく工事費の精算を行った場合、別紙3の4項により算定した、工事費精算にともなう各年度の相馬双葉幹線等増強工事費の精算額をそれぞれ加算または減算するとともに、これにともなう別紙2の資本費の補正を行なうものとする。</u></p>

3-18. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>標準契約書B 第45条 営業運転開始 前の解除等の 補償金</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】</u> <u>《落札者が相馬双葉幹線等の増強に関する工事費の特定負担により相馬双葉幹線等の増強を前提とする場合には以下の条文を挿入》</u> <u>3 甲の特定負担による連系線等の増強工事を伴う場合で、この契約締結後に甲の責めによらず、基本料金の前提とした連系線等の増強工事に対する甲の費用負担割合または工事規模の変更によりやむを得ず解除等を行なう場合は、第1項(1)に定める補償は免責されるものとする。</u></p>

3-19. 要綱変更案について

項目	現要綱	変更案（追記）
<p>標準契約書B 別紙3 4. 相馬双葉幹線等増強工事費の精算</p>	<p>規定なし</p>	<p>【第9回火力電源入札ワーキンググループ（平成27年2月16日）了承に基づく追記】 <u>《落札者が相馬双葉幹線等の増強に関する工事費の特定負担により相馬双葉幹線等の増強を前提とする場合には以下の条文を挿入》</u> 4. 相馬双葉幹線等増強工事費の精算 <u>別紙5のA欄に記載の各年度の相馬双葉幹線等増強工事費について、次の算定式にもとづき補正額を算定するものとする。</u></p> $ \begin{array}{l} \text{各年度の相馬} \\ \text{双葉幹線等増} \\ \text{強工事費の精} \\ \text{算額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{各年度の相馬} \\ \text{双葉幹線等増} \\ \text{強工事費} \end{array} \times \frac{\text{精算対象工事費}}{\text{相馬双葉幹線等の増強概算工事費}} \times \frac{1}{(1 - \text{事業税率相当})} $ <p style="text-align: right;">(※) 収入課税の場合のみ適用</p> <p>※単位は千円単位とし、その端数は百円単位で四捨五入するものとする。 <u>(注13) 精算対象工事費は、工事費の精算において、甲の事由によらない工事費負担金の変動額とする。</u> <u>(注14) 相馬双葉幹線等の増強工事費とは、入札価格の再提出時に応札者から提示を受けた工事費負担金概算額(特定負担分)とする。</u> <u>(注15) 各年度の相馬双葉幹線等増強工事費の精算額の算定にあたり、甲は精算対象工事費を乙に提示するものとする。</u></p>